

ジャパン・プロフェッショナル・ベーカーズ友の会

会 員 規 約



2018年5月改正

JAPAN PROFESSIONAL BAKERS 友の会 規約
(ジャパン・プロフェッショナル・ベーカーズ友の会)

前 文

当会は、昭和 54 年【1979 年】に故福田元吉氏を中心に発足し、会員相互の親睦を深め、人材を育成し、製パン技術者の地位向上を図ることを基本理念としています。

技術講習会、食文化講演会、「J.P.B 便り」発行を主幹とし、製パン技術者として職に対する誇りと自信を培う活動をおこないます。

活動は会議にて前年度の反省と新たな充実を考慮して計画予算を基にすすめていきます。

この活動は、会員を中心に門戸を開き、業界へ貢献できることと考えております。

会の基本理念及び主幹となる活動を通じ、会員の製パン技術者としての向上、そしてその波及効果により業界全体の発展を目指すものであります。

総 則

第 1 条 本会の名称を「JAPAN PROFESSIONAL BAKERS 友の会」とし、通称を J.P.B. とする。

第 2 条 本会は事務局を埼玉県さいたま市緑区中尾 2614-3-107 (有) たまご社に置く。

目 的

第 3 条 本会は会員の相互の協力と親睦を深め地位の向上を図り、人材の育成に努力し広く社会奉仕の精神を養うことを目的とする

会 員

第 4 条 本会は正会員、特別会員、名誉会員、賛助会員をもって構成される。

(以下会員という)

(イ) 正会員は、本会の目的、趣旨に賛同する者で、5年以上の経験を持ち、パンに関する技術・経験・学識を持つベーカースとする。

(ロ) 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する団体または企業から委嘱を受けた者。

(ハ) 名誉会員は、本会の活動に著しい貢献があったと幹事会で認めた会員。

(ニ) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人。

- 第 5 条
- (イ) 正会員は、会員 2 名以上の推薦を受け、入会申込書を幹事会に提出し承認後入会を認める。
 - (ロ) 特別会員は、会員の推薦を受け、入会申込書を幹事会に提出し承認後入会を認める。
 - (ハ) 本会の活動に著しい貢献があったと認められる会員を、幹事会は名誉会員と認定し、以後、会費の納入を免除する。
- (二) 賛助会員は、会員の推薦を受け、入会申込書を幹事会に提出し承認後入会を認める。但し、会議の議決権は付与しない。

- 第 6 条
- (イ) 会員で退会しようとする者は退会届を幹事会に提出し任意に退会できる。
 - (ロ) 会員は正当の理由なくして満 1 年以上会費を未納した場合は会員資格を喪失する。
 - (ハ) 本会の運営を故無く妨げたり、会の名誉を著しく毀損する行為に及んだと認められた者は幹事会の議決を経て、これを除名する。
但し、除名の議決を行う幹事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

役 員

- 第 7 条
- 本会は下記役員を置く。
会長 1 名 代表幹事 1 名、副代表幹事 3 名、常任幹事 8 名以上 25 名以内、
監査 1 名 相談役若干名、顧問若干名
- (イ) 代表幹事は本会を代表し、全ての業務を統括する。
 - (ロ) 副代表幹事は代表幹事を補佐し、会の円滑な運営をはかり、代表幹事に事故ある時は、その職務を代行する。
 - (ハ) 各役員はその定められた職務に専念し、会が円滑に運営されるよう職務を行う。

- 第 8 条
- (イ) 会長、代表幹事、副代表幹事、幹事、相談役は総会に於いて選挙、または推薦により、選任する。但し、代表幹事は副代表幹事に限り指名選任できるものとする。
 - (ロ) 顧問は会に功労のあった者のうちから、幹事会の推薦により代表幹事が委嘱する。

- 第 9 条 役員任期

- (イ) 役員の任期は2年とし再任は妨げない。また、途中で就任した役員の任期は現任者の任期に準ずる。
- (ロ) 役員の辞任又は任期満了後といえども後任役員が就任するまで、その職務を遂行するものとする。
- (ハ) 役員は64歳をもって定年としその任期満了をもって退任とする。但し、会長・代表幹事・副代表幹事・相談役はその任期を延長することができる。顧問は、その任期を定めない。

会 議

第 10 条 会議は、総会及び幹事会とする。

- (イ) 総会は定例総会と臨時総会とし、定例総会は毎年1回開催する。
- (ロ) 臨時総会は、幹事会が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上から要求があったときに開催する。
- (ハ) 幹事会は毎年6回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

第 11 条 (イ) 総会は会員をもって構成する。

- (ロ) 幹事会は代表幹事・副代表幹事・常任幹事・監査をもって構成する。
代表幹事は必要に応じて顧問を幹事会に招集できる。

第 12 条 (イ) 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- 1) 事業報告及び決算の承認
 - 2) 事業計画及び収支予算の承認
 - 3) 役員の選任及び解任
 - 4) 規約の変更
 - 5) 第10条(ロ)の規定による臨時総会の議題
 - 6) その他、幹事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (ロ) 幹事会はこの規約に定めるものの他、次の事項を議決する。
- 1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - 2) 事業報告及び収支決算
 - 3) その他、本会の運営に関する必要な事項

第 13 条 (イ) 会議は代表幹事が招集する

- (ロ) 第10条(ロ)の請求があった場合、代表幹事は速やかに会議を招集しなければならない

第 14 条 総会及び幹事会の議長は、代表幹事もしくは代表幹事が指名したものがこ

れに当たる。

- 第 15 条 (イ) 総会は会員総数（賛助会員を除き）の2分の1以上の出席をもって成立する。
(ロ) 幹事会は幹事会構成者の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 第 16 条 (イ) 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
(ロ) 規約の改正は出席者の3分の2以上をもって決するものとする。
(ハ) 会員及び幹事会構成者は議決権の行使を他の出席者に書面をもって委任することができる。
この場合、会員及び幹事会構成者は出席したものとみなす

部 会

- 第 17 条 本会の運営の円滑を図るために各部会及び地区担当幹事を置くことができる。
(イ) 地区に地区担当幹事を置き、各地のベーカリーと交流をはかるなど会の活性化に努める。
(ロ) 地区担当幹事は幹事会の推薦を受け代表幹事が委嘱する。任期は2年とし再任を妨げない。

資産及び会計

- 第 18 条 本会の資産は次の各号をもって構成する
(イ) 会費
(ロ) 寄付金品
(ハ) 事業に伴う収入
(ニ) 資産から生じる収入
(ホ) その他の収入
- 第 19 条 本会の資産は代表幹事が管理し、その方法は幹事会の定めるところによる。
- 第 20 条 本会の経費は資産をもって支弁する。
- 第 21 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第 22 条 (イ) 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに策定し、当該事業年

度開始前に幹事会の議決を経て、総会で承認を経なければならない。

- (ロ) 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、幹事会の議決による。
- (ハ) 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 第 23 条
- (イ) 本会の事業報告書及び収支決算書類等は、代表幹事が毎事業年度終了後に遅滞なく作成し、幹事会の議決及び監査の監査を経た上で、当該事業年度終了後の定例総会の承認を受けなければならない。
 - (ロ) 本会の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

会 費

- 第 24 条
- (イ) 会費は年額、正会員は 12,000 円、特別会員は 18,000 円、賛助会員は 18,000 円とする。
 - (ロ) 年度途中入会者も同額とする

附 則

- 第 25 条 本会は共済規定を設け、会員が以下の規程に該当する時、慶弔金・見舞金等を贈る。

『給付規程』

病氣見舞 10,000 円
(但し本人、4 週間以上の入院・通院)

弔慰金

会員の死亡 20,000 円
会員の配偶者の死亡 10,000 円

祝金

会員が独立店舗を開店した時 20,000 円

2018年5月改正